

ポータビリティ制度について②

確定給付企業年金（以下、「DB」といいます。）のポータビリティ制度について、具体的な手続きの流れを説明します。ポータビリティ制度の概要および中途脱退者への説明義務については、前回の「スミセイDB年金事務サポート通信 Vol. 4-1」をご覧ください。

参照：中途脱退者の移換事務のしおり
（掲載場所：DBオンラインサービス トップ画面
「ツール」－「ツール一覧」）

1. 移換先となる制度

移換先の制度に応じて、手続き方法が異なります。詳細は各解説ページをご確認ください。

移換先の制度	移換できる条件		解説ページ
	条件	移換の申出期限	
企業年金連合会	無条件	移換元制度の加入者資格喪失後 1 年以内	P3
個人型 D C (iDeCo)	個人型 D C の加入者であること (これから加入者となる方を含む)		P4～5
企業型 D C	移換先の企業型 D C の加入者であること		P6～7
D B (基金型・規約型)	移換先の D B の加入者であり、移換先の D B 規約に D B からの受換を規定していること		P8～9
厚生年金基金	移換先の厚生年金基金の加入員であり、移換先の厚生年金基金規約に D B からの受換を規定していること	①、②のいずれか早い日 ①移換元制度の加入者資格喪失後 1 年以内 ②移換先制度の加入員資格取得から 3 カ月以内	

ポータビリティ制度について②

2. 中途脱退者が移換を選択されるまでの流れ（資格喪失～意思決定まで）

退職等によりDBの資格喪失をする中途脱退者が移換を選択するまでの流れは以下の通りです。

退職等によりDB制度を資格喪失（中途脱退者に該当）

DBオンラインサービスで「資格喪失」の手続きを実施ください

事業主等による説明・中途脱退者の意思決定

他制度への移換を希望する

（例）

- ◆企業年金連合会へ移換する
- ◆個人型DC（iDeCo）へ移換する
- ◆再就職先の制度へ移換する
（企業型DC、DB、厚生年金基金）

他制度への移換を希望しない

（例）

- ◆本人が脱退一時金を受取る
- ◆繰下げし、期間満了後に年金もしくは一時金として受取る
（繰下げが可能な場合）

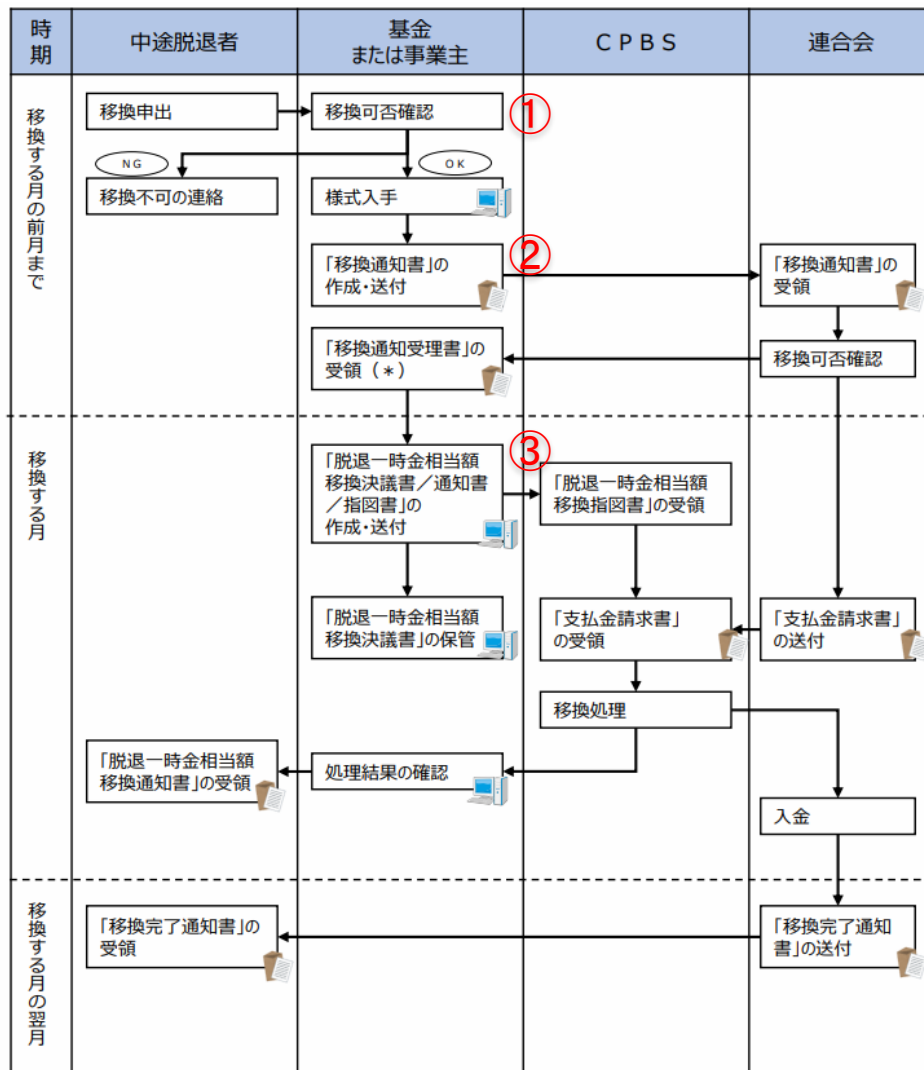
中途脱退者は、移換の意思決定後、移換元（退職する会社）へ移換希望の申出を行うとともに、移換先（運営管理機関や再就職先）から必要書類を取り寄せます。※

※企業年金連合会への移換の際は、中途脱退者による書類の取り寄せはありません。

移換元の事業主は、中途脱退者の移換希望を受け、移換元側の手続きと、移換先への手続きを行う必要があります。両方の手続きが完了していない場合は、お手続きのやり直しもしくは移換時期が遅くなる可能性があります。次ページ以降で詳細な手続きの流れを説明します。

ポータビリティ制度について②

3. 企業年金連合会への移換



(*) 「移換通知受理書」はCD-Rに収録され、郵送されます。

① 中途脱退者からの「移換希望」の意思表示を受け、移換可否を判定します。

次のいずれも満たしている場合、移換可と判定します。

- ・中途脱退者に該当すること。
- ・申出日が移換期限（加入者資格喪失日から1年以内）を経過していないこと。

② 「移換通知書」に必要事項を記入し、**移換する月の前月15日までに**連合会へ提出します。

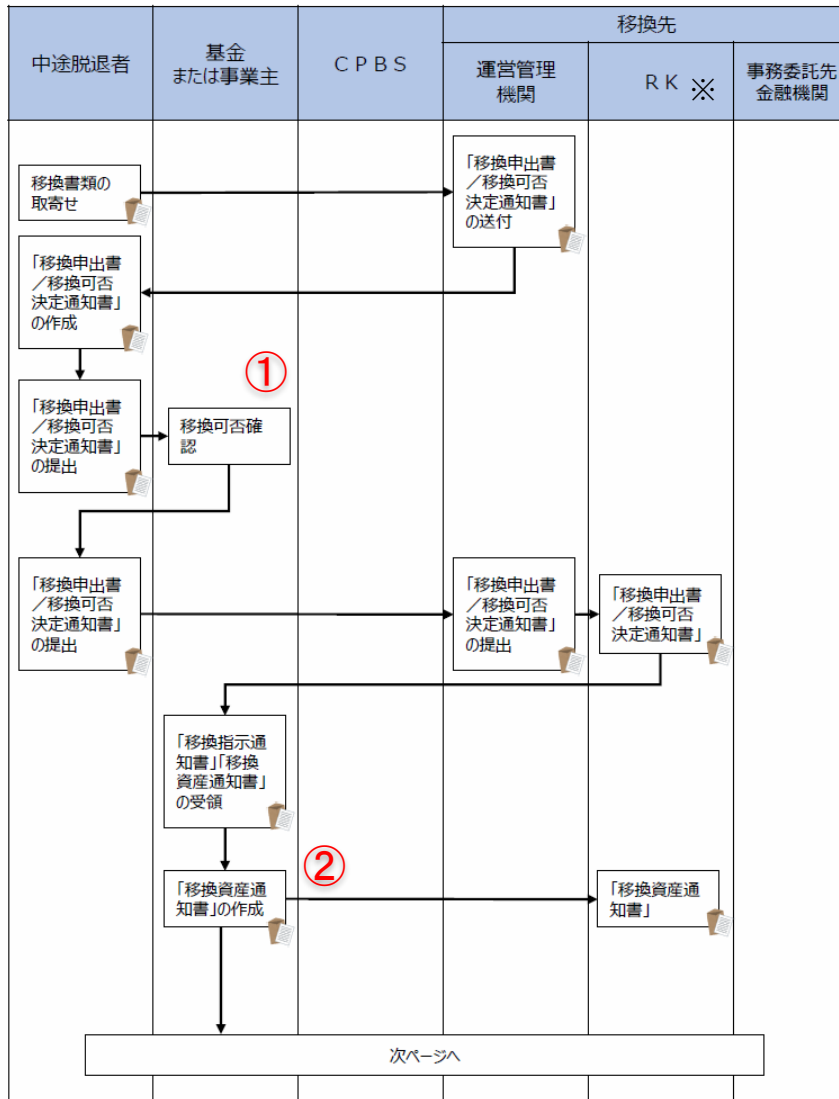
（事業主が初めて企業年金連合会へ脱退一時金相当額を移換するときは、「移換通知書」と併せて「登録届兼変更届」を企業年金連合会に提出する必要があります。）

③ 連合会から「移換通知受理書」（受換承諾の連絡）を受け、**移換する月の20日までに**DBオンラインサービスにて「脱退一時金相当額移換決議書／通知書／指図書」を作成し送信します。

手続きの詳細につきましてはDBオンラインサービスに掲載の「中途脱退者の移換事務のしおり」および企業年金連合会のHPをご確認ください。

ポータビリティ制度について②

4. 個人型確定拠出年金（iDeCo）への移換



※RK（レコードキーピング）：記録関連運営管理機関

①中途脱退者が直接、移換先（運営管理機関）から取り寄せした移換書類の提出を受け、移換可否を判定します。

（移換先の運営管理機関により帳票様式等が異なりますので、中途脱退者本人が手続きを行う際は必ず移換先で指定された帳票を使用いただくようお願いください。）

次のいずれも満たしている場合、移換可と判定します。

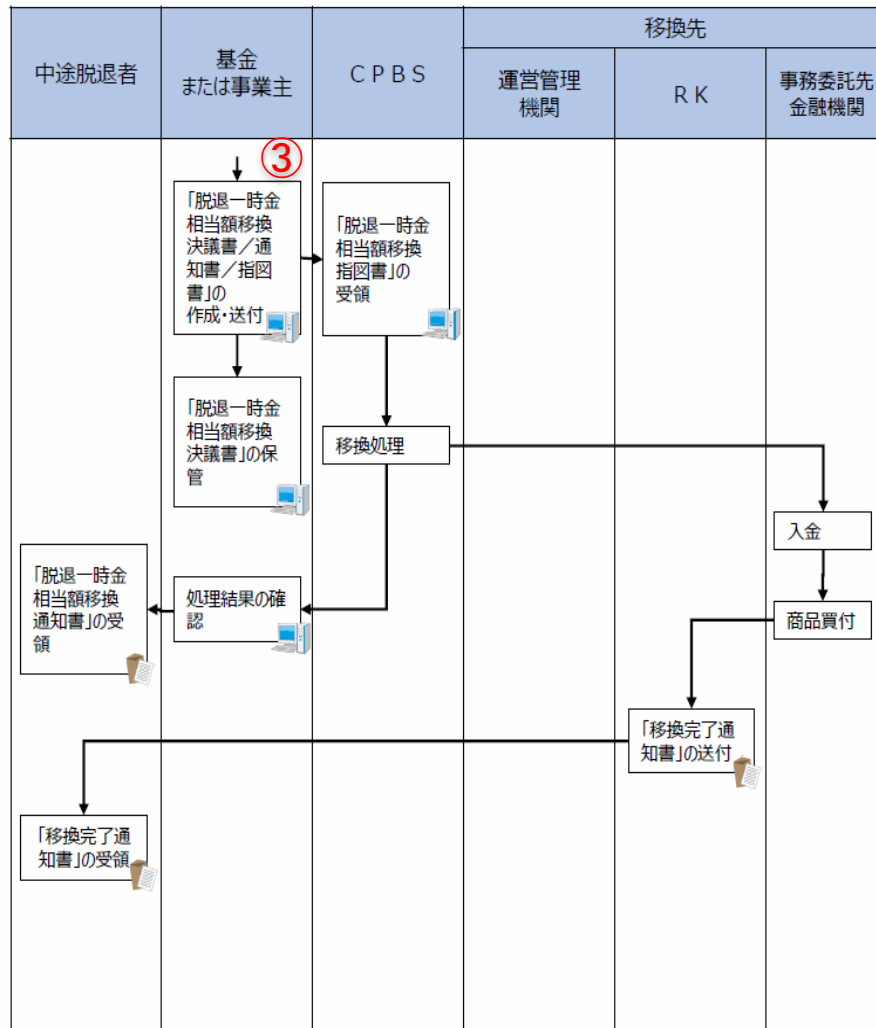
- ・中途脱退者に該当すること。
- ・申出日が移換期限（加入者資格喪失日から1年以内）を経過していないこと。

②移換先（RK）から「移換指示通知書」「移換資産通知書」（受換承諾の連絡）を受け、「移換資産通知書」を脱退一時金相当額の**移換日（振込予定日）の5営業日前までに**到着するように、移換先（RK）へ提出します。

「移換資産通知書」に記入する移換日（振込予定日）は移換先と移換元の手続き期限（上記②と次ページ③）を確認のうえ、設定してください。

ポータビリティ制度について②

4.個人型確定拠出年金（iDeCo）への移換（のつづき）

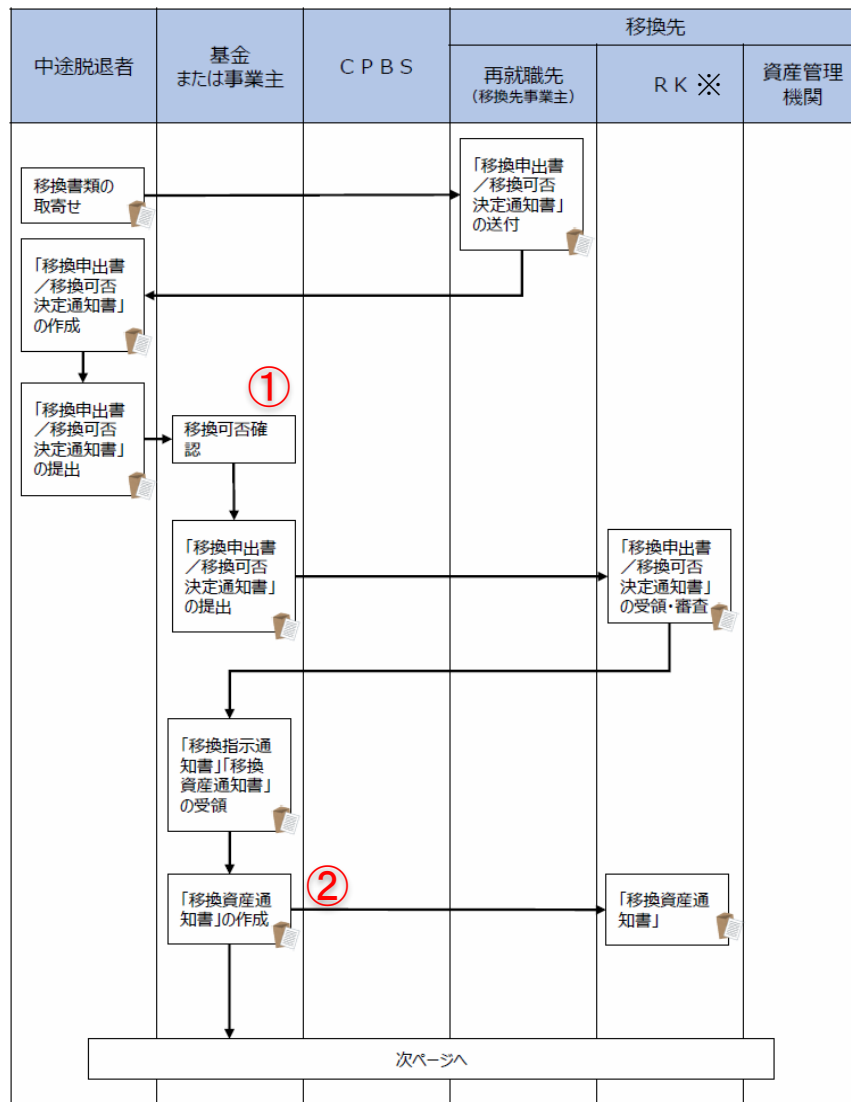


③移換先（RK）から移換可の連絡を確認のうえ、**移換日（振込予定日）の14営業日前までにオンラインサービスにて「脱退一時金相当額移換決議書／通知書／指図書」を作成し、送信します。**

手続きの詳細につきましてはDBオンラインサービスに掲載の「中途脱退者の移換事務のしおり」をご確認ください。
移換先への提出書類に関するご不明点は、移換先の運営管理機関へお問合せください。

ポータビリティ制度について②

5.企業型DC（確定拠出年金）への移換



※RK（レコードキーピング）：記録関連運営管理機関

①中途脱退者が直接、移換先（再就職先）から取り寄せした移換書類の提出を受け、移換可否を判定します。

（移換先の運営管理機関により帳票様式等が異なりますので、中途脱退者本人が手続きを行う際は必ず移換先で指定された帳票を使用いただくようお願いください。）

次のいずれも満たしている場合、移換可と判定します。

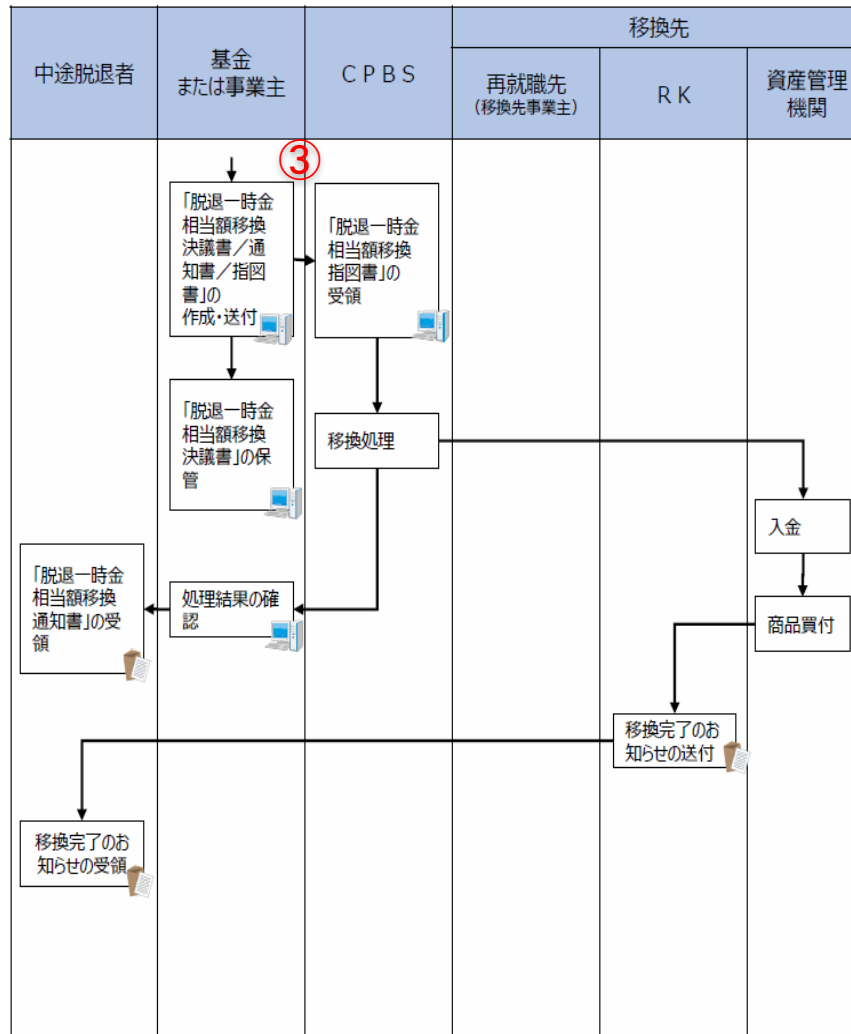
- ・中途脱退者に該当すること。
- ・申出日が移換期限（加入者資格喪失日から1年以内）を経過していないこと。

②移換先（RK）から「移換指示通知書」「移換資産通知書」（受換承諾の連絡）を受け、「移換資産通知書」を脱退一時金相当額の**移換日（振込予定日）の5営業日前までに**到着するよう、移換先（RK）へ提出します。

「移換資産通知書」に記入する移換日（振込予定日）は移換先と移換元の手続き期限（上記②と次ページ③）を確認のうえ、設定してください。

ポータビリティ制度について②

5.企業型DC（確定拠出年金）への移換（のつづき）

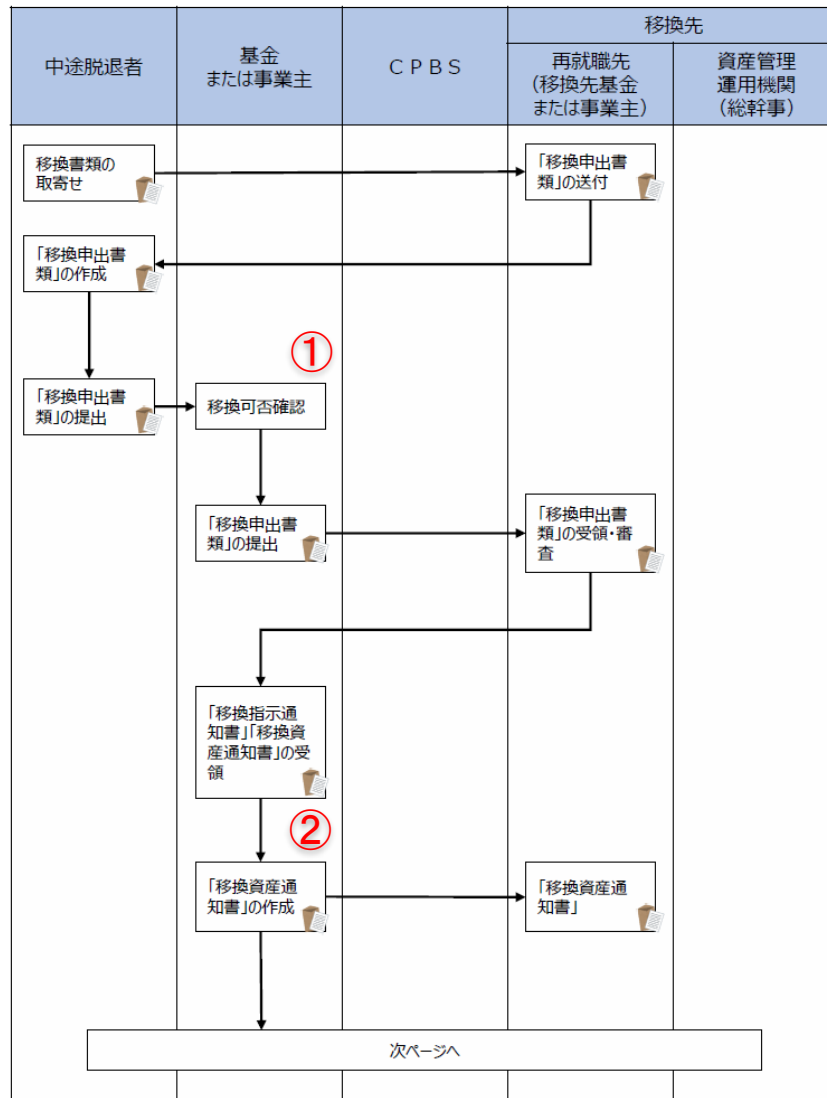


③移換先（RK）から移換可の連絡を確認のうえ、**移換日（振込予定日）の14営業日前まで**にオンラインサービスにて「脱退一時金相当額移換決議書／通知書／指図書」を作成し、送信します。

手続きの詳細につきましてはDBオンラインサービスに掲載の「中途脱退者の移換事務のしおり」をご確認ください。
移換先への提出書類に関するご不明点は、移換先RK等へお問合せください。

ポータビリティ制度について②

6.DB（確定給付企業年金）・厚生年金基金への移換



①中途脱退者が直接移換先（再就職先）から取り寄せした移換書類の提出を受け、移換可否を判定します。

（移換先の運営管理機関により帳票様式等が異なりますので、中途脱退者本人が手続きを行う際は必ず移換先で指定された帳票を使用いただくようお願いください。）

次のいずれも満たしている場合、移換可と判定します。

- ・中途脱退者に該当すること。
- ・移換先が確定給付企業年金のときは、申出日が移換期限（加入者資格喪失日から1年以内）を経過していないこと。
- ・移換先が厚生年金基金のときは、以下①②のいずれか早い日を過ぎていないこと。
 - ①移換元制度の加入者資格喪失後1年以内
 - ②移換先制度の加入員資格取得から3カ月以内

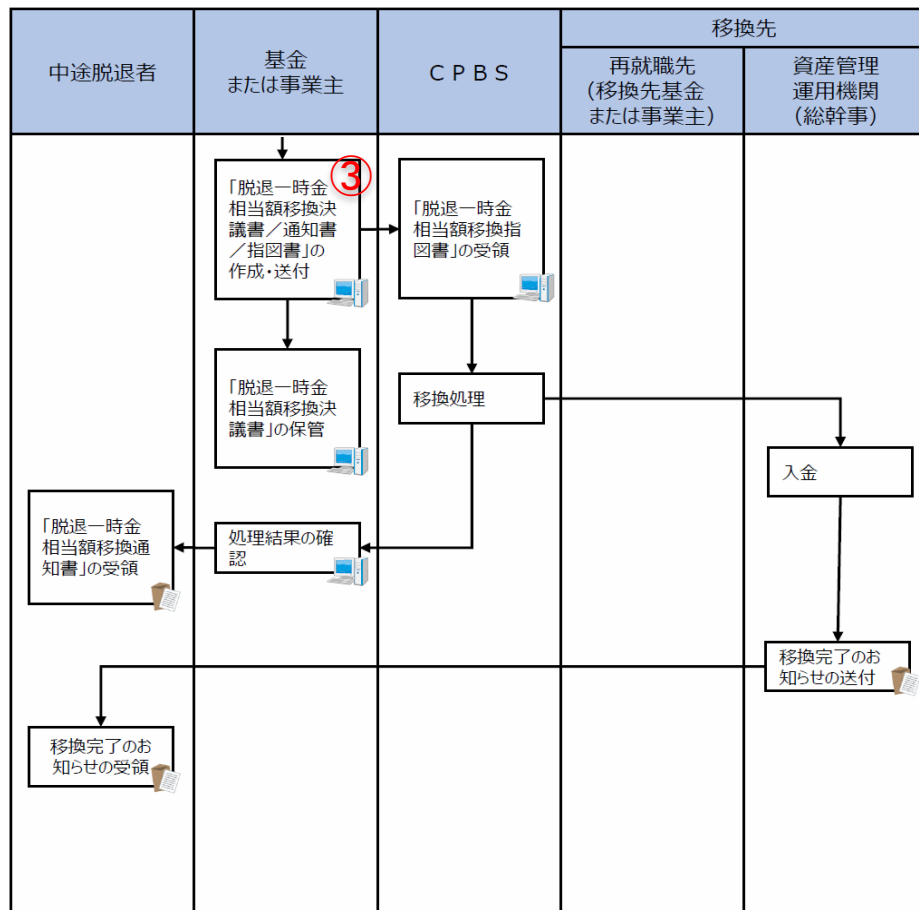
②移換先から「移換指示通知書」「移換資産通知書」（受換承諾の連絡）を受け、「移換資産通知書」を提出期限※までに移換先あて提出します。

※提出期限は移換先の資産管理運営機関によって異なります。

「移換資産通知書」に記入する移換日（振込予定日）は移換先と移換元の手続き期限（上記②と次ページ③）を確認のうえ、設定してください。

ポータビリティ制度について②

6.DB（確定給付企業年金）・厚生年金基金への移換（のつづき）



③移換先から移換可の連絡を確認のうえ、**移換日(振込予定日)の14営業日前までに**オンラインサービスにて「脱退一時金相当額移換決議書／通知書／指図書」を作成し、送信します。

手続きの詳細につきましてはDBオンラインサービスに掲載の「中途脱退者の移換事務のしおり」をご確認ください。
移換先への提出書類に関するご不明点は、移換先の事業主等へお問合せください。



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

年金サービス室

0120-307081

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時
(土日・祝日、12/31～1/3を除く)

事務担当者さま向け情報提供サイト
「[DB年金事務サポートナビ](#)」
(↑リンクあり)を当社公式ホーム
ページに公開中！